

国際的野生生物保護に関わって30年—その光と影

小原秀雄氏

プロフィール

NPO法人野生生物保全論研究会会長、女子栄養大学名誉教授。専門は、動物学、人間学、環境科学。30年にわたり国際的な野生生物の保全に尽力。1992年WWF-Internationalエジンバラ公から自然保護功労賞、1988年国際環境計画からグローバル500受賞。

1) 国際的野生生物保護運動及び国際的野生生物・自然保护団体の動向についての個人史を通して得た実感

1-A) 関わった国際的保護団体

①WWF(世界自然保護基金)、②IUCN(国際自然保護連合)、③UNEP(国連環境計画)、④TRAFFIC(トラフィック=日本では野生動植物国際取引調査記録特別委員会)であり、役員となつた。やがてこれらは全て権威が増大し、それにつれて国際政治経済、国家(企業)利益、特に①WWF(募金)と④TRAFFIC(取引)とにはその目的と産業界の利益との関係によって影響が著しくなつていった。

1980年、これらの①②③の団体によりWorld Conservation Strategy(世界保全戦略)としてSustainabilityの論理が打ち出され、1987年の「環境と開発に関する世界委員会」(WCED)などでSustainable Developmentが基本的な環境理念となつた。72年の国連人間環境会議からの流れが、ブラジルでの国連環境開発会議(地球サミット)が開催された92年にかけて変化した。この変化は理念よりは現実経済との調整的傾向であった。

個人史では70年代から2000年まで様々な形で関わりを持ち、80年代がピークであった。70~80年初めまで国際的野生生物保護に関わる日本人科学者は稀であった。

1-B) 関わり方の個人史を中心に

- 63年 この頃から、人類と自然環境を意識。(著作活動) 例「21世紀の人類」(講談社)
- 65年 野生生物の実態に関心。例「(著作活動) 変わりゆく動物界」(浦本、小森共著)(紀伊国屋)
- 66年 アフリカ、南アジアの自然を観察旅行。このとき出会つた外国人研究者の意識には、保護の必要性が強かつた。この年既にIUCNのRDB(レッド・データ・ブック)(IUCN/SSC編)第1巻哺乳類が生まれた。日本では、後に対談した山階芳麿氏がICBP(国際鳥類保護連盟)に早くから(戦前)関わっていたぐらいであった。
- 70年 60年代以来日本の公害問題が大きくなるが人間の自然環境との視点を欠く。そこで「自然の変革と人間の未来」(「科学」4月号)論文で自然への影響ひいては人間への影響を表明。
- 73年 同年から93年まで、WWFに関わる活動を行なう。科学委員長(理事)など。90年代に大来佐武郎会長の尽力でケニアの自然保护活動に政府無償援助。

74年 アフリカ他各国保護区へ。SRI(セレンゲッティ研究所)と関係する第一歩。



© Hideo Obara

- 77年 IWC総会、日本で開催される。国際的保護団体側のオブザーバーとして参加。
- 74年 (第1回) と78年(第2回)以来国際哺乳類学会役員など。SSCのGroupメンバーが多数参加し、(学会と保護活動の協力が欧米では成立)その機会にGroupごとの会合をもっていた。
- 79年 UNEPでの海洋保護区設定会議にアジア代表として参加。
- 80年 同年以降2000年まで、IUCN及びIUCN/SSCに、種々の役員として参加。各国での会合後、保護区などを訪れ知見をひろげる。同年創設から93年まで、TRAFFIC-J(トライアクト・ジャパン)委員長。
- 82年 WWF-Internationalから、鯨岡兵輔氏と共に自然保護功労賞受賞。
- 83年 同年の第4回(ボツワナ)から2000年の第11回(ケニア)までCITES締約国会議へ参加。



86年 ウガンダで生態学研究所25周年記念シンポに参加。

- 87年 第1回中国野生生物保護国際会議に参加(中国との関係、これが1回のみ)
- 88年 UNEP Global500賞受賞、バンコクでのWorld Environmental Dayに受賞者として参加。
- 89年 第7回CITES締約国会議(スイス ローザンヌ)にも参加したが、最も印象が深く、重大な会議。象牙の国際取引が禁止され、CITESのみならず野生生物の保護と利用との抗争の大きな分岐点となつた。
- 90年 以降JWCS、AEF-I(アフリカゾウ国際保護基金)、ACA(アジア野生生物保護連合)などの創立に関わる。
- 92年 CITES京都会議。日本での最初の締約国会議、NGO側の状況変化WWF・IUCNが利用容認に向う。日本政府が協調をやめて明確に利用の立場で会議への戦略的参加をするようになった第一歩。UNEP20周年の会合に参加。
- 93年 ラムサール条約。WWF-JがTRAFFIC-Jを吸収。
- 94年 同年以降現在まで、東アフリカの保護区をめぐるbuffer zone、corridorについて研究。(一部トヨタ財団援助)
- 2001年 現在 2000年までの役職省略。

1-C) 國際学会

ITC (国際哺乳類学会) → 74年の第1回以来現在まで参加。85年以降は運営委員。またINTECOL (国際生態学会)にも参加。これらの会合の際に、SSC (種の保存委員会、IUCNに属する) の各グループ会合も行われた。

戦後すぐは保護活動はUNESCOがイニシアチブ。その後、IUCN、UNEPへ。

2) 國際的動向 主として CITES をめぐって。

70年代WWF-International、80年代TRAFFIC International、そしてIUCN、SSCなどで日本の野生生物利用推進について批判が強く、商業捕鯨禁止(82年、しかし日本は88年まで継続その後調査捕鯨として現在に到る)、及びCITES留保を徐々に縮小に至る。しかし、その一方で日本政府はCITES施行の改善を進めつつ、利用強化への要望の下戦略的行動は続いた。

2-A) “風”の動き

80年に日本がCITESを批准して以来、85年頃までIUCN等がCITESを主導していた。保護の“風”である。87から89年にかけては、反対に利用面の強化への移行過程でもあった。保護と利用に関しては、特に国別個体数評価がなされ、国家経済優先になった。

89年残光の最後。アフリカゾウがCITES附属書Iに掲載される。

90年代、“風”はSustainable Utilization (以下S.U.と著す)へ。92年京都会議で力関係は逆転しあげはじめた。

WWF及びIUCNと他のNGO(Greenpeace、Friends of the Earth、etc.)の関係変化→92年CITES京都会議で控室を別にする。京都会議の際の国際シンポジウムに出席。その席上AEF-I代表Perez Olindoや小原と、ジンバブエ政府代表、野生生物研究センター(現自然環境研究センター)会長佐藤大七郎、IUCN事務総長Holdgateらとの間で、S.U.について見解が異なっていた。

1997年、2000年のCITESにはJWCSがパンフレット配布。

2000年4月のCITESでは、小原、沼田、本谷の3名教授は連名で初心回復を願うアピールを提出。

2-B) 日本国政府及び各業界の位置強化

89年にCITES事務局長Eugene Lapointe(ラボアン)、同事務局員金子与止男両氏が退任。その後2人は経験を生かし利用(サステイナブルユース)のため、資金が豊富なNGOであるIWMCを作り働く。また89年、CITES締約国議の日本政府のTechnical adviserとして元多摩動物園長矢島稔氏が加わり、政府代表団が「科学」的に強化。92年以降は、これに加え自然環境研究センターなどがその役割を果たし、戦略的対応をとるようになる。“風”的変化は最も鋭くCITESに反映される。

93年TRAFFIC-JがWWF-Jの一部門となってしまう。

先進国中日本のCITESでの態度で欧米(主にNGO)との異和が増大、この間CITESは次第に国際間経済取引の場となる。日本は後発の先進国であるが、特に保護が国策に影響するまでに到らぬうちに世界不況が訪れたためとみられる。

野生生物保護からS.U.へ。日本のCITESでの印象は際立っていた。

Sustainable Developmentの解釈の多様さの例のように、全世界的国際会議になると、意思決定の一貫性を優先するため解釈の多様さ(施行に関する表現など、力関係による)を保持する形で決着する。現在も、未だいくらかの国家代表に理念の残光はある。しかし、国際会議から批判的NGOを排除する戦略を立て動かしていく、日本政府の力は強化されている。象徴的なのは、CITES締約国議の大代表団、護送船団方式である。最初のうちNにそれなりに気を使っていた業界も、外郭団体的NGOを設立しこれによる代表国への協力方法を確立した。また、学者の動員にも成功した。しかし、外交上プラスか否かは別。

3) 現場の状況

国際会議に際して、保護に関わる地域や現場、あるいは野生動物の状況を、66年以降ほとんど毎年（時に年2回以上）体験した。

保護区及び地域 (National Park, Reserve, wilderness area)

動物学的興味から、訪問各国の標本（博物館及び動物園サファリパークなどと合わせて）を世界的に調査し、また世界40ヶ国余の動物界及び保護区状況を見る。

2回以上訪れた国●印、なお◎は数を重ねている。ケニヤ、タンザニアは、ほぼ全ての National Park, Reserve を訪ねている。△は会議その他立ち寄り、情報、博物館、動物園などのみで、野生地へ行っていない国々。アンダーラインは保護地帯を訪問している国々。

大陸について

<アフリカ>

北から△エチオピア、●ウガンダ、◎ケニヤ、◎タンザニア、●ザンビア、●ジンバブエ、●ボツワナ、ナミビア、△南ア（9カ国）

<ユーラシア大陸>

(東南アジア) インド、●スリランカ、中国、マレーシア、シンガポール、△タイ
 (中央アジア) カザフスタン、トルクメン、ウズベキスタン、キルギス、カフカズ
 (ヨーロッパ) △エストニア、●ロシア、●チエコ、ポーランド、△ユーゴ、スペイン、スウェーデン、△ドイツ、△オーストリア、△スイス、△イタリア、△オランダ、△ベルギー、△UK、△フランス、△フィンランド、△デンマーク
 (中東) △イエメン、△アラブ首長国連邦

<南北アメリカ>

△ USA、コスタリカ、●アルゼンチン、△ブラジル、ペルー、●カナダ



<オーストラリア大陸>

オーストラリア本土

保護地帯の施策や呼び方、条件など各国で異なる。また第三世界でも旧宗主国のシステムに拠るちがいがある。なお、日本では National Park などのカテゴリーのちがいを無視して（知ってか？）National Parkなどは国土面積の14%という。しかし、Tanzaniaの基準によれば日本は0.1~0.4%である（この点は人によって見解に差がある）。

ただし、以上のような条件も、訪れた国、訪れた時期（特に保護施策は、後に変わることがあるので）などによって限りがある。

66, 72, 74年以来、ほぼ毎年あるいは年2回、アフリカを中心に調査。法的管理システムも多様である。一言では尽くせない。野生生物との共存地帯を第4世界と規定したが、その形態も一様ではない。

4) 野生生物保護論理の変遷

以上の体験や理論研究の結果以下のようになったとみなせる。

資源の論理からの保護（資源には環境保全の

ための資源『リソース』という考え方があり、また生物的自然の生態的進化的研究対象という見方もある)の必要性とから私の見方は人間の精神、身体のための保全の問題へと、人間学の研究と連関するようになった。

自然の生態系のバランス失調(気をつけるべきは動的平衡であること)を示すIndicatorとしての野生動物(生物)。学問的にも進化の実験場として(60年代後半)保存が求められた。私見ではこれに加えて、生態系は進化的変化を含むものとして仮定せねばならない。

そのために自然のままの保全は、各要素である全ての野生生物の種に及ぼすべきである。このとき、「資源」としては保全資源(無用の用と表現。<学術会議のシンポ1993>)ととらえ、かつ自然生態系を全体として自然のままに保全する地域をコアエリアとして保存することを、全地球的スケールで考えるべきだとするようになった。

なお、人間を知るための野生動物、特に哺乳類を比較研究対象とし、即ち様々な条件下で(自然～人為へ)の比較生態などを保存する、動物学的な意義を含む保護論を主張。それには種、個体(大型少産動物)の、種の維持のための働きから、愛護を含む保全の論理も展開されてきた。またサル類、特に類人猿への保護論も強い。

人間生存の物質的基盤は自然であり、そのため自然保護は、人間に於て必要であり、野生生物は自然物で、その保全は動物のためであると共に人間のためでもある。生物多様性保全は自然の生態系が多様な野生生物の各種から成る以上、多様な野生生物の保全は人間の自然環境保全として欠かせない。

しかも、私見としては現在の人間環境は、人工化が進められているので、先進国の多数の人々、途上国の都市住民など、全てが人工化の進行による人工的環境との相互関係によって意識形成がされる。そして自然への要求が失なわれて行くおそれがある点が問題だと思う。人間の意識を含む心理が人工化、機械化する。人間(ヒト)の自己人為淘汰のしくみから身心の自己家畜化が進み、人間(ヒト)の身心が、ロボット化しかねないからである。詳しくは著作に

よってほしいが、ほぼこのような過程で私の強調点が変わった。文明論のあるいは文化上からの自然及び野生生物保護の論理が強調された。

野生生物から成る自然是精神的生活的な人間生存の資源となつたのである。

5) メディアの動向

66年の日本読書新聞連載後さらに、68年の朝日以後、3大紙、日経含め100本ほど執筆、インタビューなどを行つた。(多いのは捕鯨批判と野生動物商取引など)しかし効果の程は少ない?

5-A) 関心の移り変わりとメディア側の変化

マス・メディアは一般に事件を追う。メディアの担当者で関心をもつものが少なくなっている。理解して進んではいない。保護の問題のマス・メディアへの出現は80年代がピーク。続くのは毎年IWCの会議のある捕鯨問題が主。最近では違法ペット販売など事件中心。欧米となぜちがうのか、テレビへの露出度が一般には最もアピールするが80年代自分の出演を含め、(ETVではきわめて多かったが)良い影響は少ない。

5-B) 国民意識の反映

国際的問題への関心の低下。内向き。にもかかわらず依然として消費者として巨大な影響を及ぼす。生物についても、自然、野生動物への関心よりも、コンパニオン・アニマル、芸能扱い、国内問題(課題=移入種、野生化家畜、管理など)。一般的には環境、動物愛護について関心は増大しているが大勢としては情緒的。

6) なぜアフリカなのか

「大型動物への学問的関心」から、地球的自然保全の立場へとしだいに係わりが深まる。そして66年から現在までアフリカへのかかわりが続く。



アフリカは大陸として大型哺乳類の多様性が最高。したがって紛争と貧困のないアフリカを願い、アフリカでの良質な経済発展と野生生物保存をめざす。可能性と不透明さが併存。国境を越えた保護区実現の可能性があり、bufferzone, corridor, など保護区をめぐる周辺住民と野生生物の共存等、実践的に関わる。2000年個人的に大学定年を期に退職金でTAWIRI(タンザニア国立野生生物調査研究所)へセスナ機を寄贈(友人たちへのまた、世界的な支援の必要を痛感して)。

大陸アフリカの自然保護の野生生物保全の成功は地球上最も重要と思う。また、タンザニア支援の理由は以下の通りである。

現在までの人間的なつながりが特に強いほかタンザニアは政治汚職は少ないので当局を通しての保護支援の実が上がる。さらに全アフリカでタンザニアは第二の哺乳類と鳥との最高の多様性(ザイールに次ぐ)がある。その上ゾウの個体数が多い。人口密度が少ない。以上が重要な可能性である。

7) 光を求めて— JWCS の国際的位置

7-A) 私の経験からのJWCSの意義

最も発展した点は、坂元事務局長を中心とし、理論的部分と支援組織的部分などを実現す

ることができたこと。頭だけであった初期から、体と手足ができてきしたこと。しかも、頭と体をつなぐ事務局長と事務局が存在し活動し得た点である。いわゆる足腰にあたる部分の強化なしには実現不可能。しかも全て奉仕。

これを長続きさせるには、ボランティアの人々にとって自己実現となるように、その努力の持つ意義を十二分に理解して欲しい。また活動資金の充実をめざさねばならない。

野生生物界の保全は地域の人々との理解と協力が必要であり、また人類のための働きであって、個人、民族、人種、性別、階層、思想、宗教、国家、地域、文化などの差異を超えた普遍的価値に基いているからである。理想的にはこれらの従来の対立を超える論理の可能性があると思う。

7-B) JWCSの課題

日本では、現代的壁が強化されている。

現代的壁とは、日本の優秀で有能な官僚が豊かな資金により国策に則して戦略を立て、NGO、学者、マスコミなどを利用して野生生物の管理、取引の方策など、国際的動向への対応を実現している力である。経済的な国力の増大が今は停滞しているがそれだけに、一層利用への指向を強めている。国策となれば、NHKなどは国策に則した形でしか報道をしなくなり、哀れな動物の愛護や動物園のZoo Stockなどの保護計画、トキやコウノトリの野生復帰など国策に抵触しない「明るい」ところのみを取り上げシリアルズな点は避けている。民放なども野生生物保全の意義を理解せず、また商業的制約から、社会的環境教育などは行われない。JWCSには権威もないで、国内での発言力を強めるためには国際的な場からの反映を期さねばならない。そのため世界的協力を得ねばならない。もう一つの現代の壁は、学者や環境NGO、自然保護団体さえも、国際的な生物多様性保全の動きの重要さやCITESのこと、Flagship, Keystone, Umbrella Speciesとしてのゾウなどの価値を知っていないこと。国民各層に日本では国際化より内向き、狭いナショナリズムへの風潮が発達。また、戦前の海の幸山の幸及び仏教的理念などか

ら戦後は現世利益へ右へならへとなつた上、Natural History の知の欠落から自然・動物観の貧困など多様な問題点が理解の広がりを阻んでいる。これらを克服する長期的働きが第一課題である。

我々は弱小 NGO。しかし、唯一の国際的地球的野生生物保護の日本 NGO として議論を尽し、試行錯誤的に野生生物保全への流れの実践的実現を図る。

～1939年		1940年代	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年～
国際連合・条約など		45 ●国際連合成立 環境問題を意識 ↓ 46 ●国連教育文化機関 UNESCO 設立			71 ●ラムサール条約誕生 72 ●国連人間環境会議 開催(ストックホルム会議) 73 ●ワシントン条約誕生	84 ●環境と開発に関する世界委員会 WCED 設立 87 ●賢人会議「東京宣言」採択 「Our Common Future」発行 85 ●国連環境計画 UNEP 設立 ●気候変動に関する政府間パネル IPCC	
IUCN の動き		1913 ●国際自然保護連合 IUPN 成立 48 ●種の保存委員会 SSCほか6委員会を設置	56 ●IUCN 成立 ↑ 63 ●レッドデータブックに着手、出版		75 ●TRAFFIC ネットワーク発足 80 ●WCS 発行	87 ●世界保護情報センター WCMC 設置 89 ●IUCN 総会(生物の多様性) 提唱 91 ●行動計画の提示 88 ●(戦略から行動へ) 提唱	
その他NGOの動き		22 ●国際鳥類保護連盟 ICBP 設立 島類の保護 49 ●クーリッジ、種の絶滅への対策を提唱	61 ●世界野生生物基金 WWF 成立		69 ●地球の友 FOE 成立 70 ●グリンピース 成立 70 ●第1回アースデー		88 ●世界自然保護基金 WWF となる 90 ●第2回アースデー

(表)

野生生物を中心とした自然保护運動の国際的な流れ。92年、ブラジルの地球サミットでの「生物多様性条約」が加わる。(小原『科学朝日』91年3月号より)

付論

I)

以上の運動の基本目的は、人間の内なる自然と外なる自然即ち人間（ヒト）と社会（自然）の自然な相互関係をつくること。

現代の自然是、全て社会化されている。これは人間の社会的活動による、存在の様式である。野生地はそのように人間が社会的営みで保存して成り立っている。

野生生物保全の対象は、具体的には種と生物界（生物群集）である。つまり、種個体群だけを切り離して存続させても、本来の保全目的は達せられない。とはいっても、その保存を実現するのは無意味ではなく、生物界での他の種との共生地帯の保全につながる。個体を守ることも同様である。動物の福祉、愛護、保全とは相互に関係する。これらの概念について、またその他の様々なコンセプトやポリシーを問い合わせ直し、全て明確な規定と、さらに重要なのは、全てきっちりと条件を画定した上で評価することである。保全、保護、保存。この概念が社会的条件（国際的）によって変化している。一方、現代日本では、論理は問われなくなりつつある中でそれらが問われねばならない。

世界のシステム、モノとモノの世界といった新しい見方を、従来の社会・文化などの見方に加えて位置づけてみる複眼思考が重要である。「自然における人間の位置」を現代的にとらえる必要がある。

II)

保護論理の発展＜人間と環境の安全保障概念への途＞

現実の社会は、人間の自然環境、野生動植物と生物界、自然へ限りない圧力を加え続けている。新しい圧力が技術の発展、生産力、人口の増加、交通通信システムの技術革新（ITを含む）によって変化しつつ加わっている。移入種、とくに微生物、さらに病原微生物の拡散、いわゆる環境ホルモンやエボラ、エイズなどの事例は、ほんの序の口である。野生生物の危機が自然の危機であったところから直接人間の危機となり、まさに安全保障の課題となった。にもかかわらず、人間の多くは迫りくる破局への危機、特に人間精神の危険などに気づいていない。一方では、それだけに自然などへの接触衝動が高まる。

脅しではなく、事実と論理とで現実の光と影を知ってもらい、これから新しい人間のモラル、倫理にまで及ぶ行為を生み出さねばならない。JWCSが好むと好まざるとに関わりなく、課題は時代とともに変化して到来する。対応する力を養う途を準備する必要がある。これが今後の課題であると思う。



「21世紀の国際的野生生物保護」

NPO 法人格取得記念公開シンポジウム 2001年7月1日開催



特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会